

## 教育再生実行会議「今後の学制等の在り方について（第五次提言）」（抄）

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。

（3）実践的な職業教育を行う高等教育機関を制度化する。また、高等教育機関における編入学等の柔軟化を図る。

職業教育は、若者が自らの夢や志を考え、目的意識を持って実践的な職業能力を身に付けられるようにするとともに、産業構造の変化や技術革新等に対応して一層充実を図ることが必要です。特に、高等教育段階では、社会的需要に応じた質の高い職業人の養成が望まれますが、（ ）大学や短期大学は、学術研究を基にした教育を基本とし、企業等と連携した実践的な職業教育を行うことに特化した仕組みにはなっていない、（ ）高等専門学校は、中学校卒業後からの5年一貫教育を行うことを特色とするものであり、高等学校卒業段階の若者や社会人に対する職業教育には十分に対応していない、（ ）専修学校専門課程（専門学校）は、教育の質が制度上担保されていないこともあり、必ずしも適切な社会的評価を得られていない、などの課題が指摘されています。こうした課題を踏まえ、大学、高等専門学校、専門学校、高等学校等における職業教育を充実するとともに、質の高い実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が求められます。

また、学習者が、目的意識に応じて、自らの学びを柔軟に発展させるとともに、様々な分野に挑戦していくことができるよう、高等教育機関の間での進路変更の柔軟化を図ることが必要です。

## （職業教育の充実、強化）

高等学校段階における職業教育の充実のため、国及び地方公共団体は、卓越した職業教育を行う高等学校（専門高校）への支援を充実し、更なるレベルアップを図る。学習や学校生活に課題を抱える生徒に対しても、社会に貢献し責任を果たしながら自己実現を図る社会人となることができるよう、学力向上や就職支援のための指導員の配置充実等を図る。また、地方公共団体と学校、関係機関が連携し、中途退学者も含め、新たな挑戦に臨む進路変更希望者に対する転学、再修学や就職のための相談・支援を行う体制を構築する。

高等学校段階から5年間かけて行われる職業教育の効果は高いことから、国及び高等専門学校は、産業構造の変化やグローバル化等に対応した実践的・創造的技術者を養成することができるよう、教育内容の改善に取り組むことと併せ、新分野への展開に向けて現在の学科構成を見直す。また、国、地方公共団体等は、高等学校や専修学校高等課程と専門学校や短期大学との連携、高等学校専攻科の活用を推進する。

社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、国は、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する。これにより、学校教育において多様なキャリア形成を図ることができるようにし、高等教育における職業教育の体系を確立する。具体化に当たっては、社会人の学び直しの需要や産業界の人材需要、所要の財源の確保等を勘案して検討する。

「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」  
の開催について

平成26年9月30日  
生涯学習政策局長  
高等教育局長<sup>決定</sup>

1 趣旨

職業教育については、若者が自らの夢や志を考え、目的意識を持って実践的な職業能力を身に付けられるようにするとともに、産業構造の変化や技術革新等に対応して一層充実を図ることが必要である。特に、高等教育段階における職業教育においては、社会的需要に応じた質の高い職業人を養成することが望まれており、既存の高等教育機関においてもそれぞれの取組が行われてきているが、各学校の本来の目的や特性等から、各職業分野にわたる様々な人材需要に十分に対応したのものにはなっていないという指摘もある。

こうした課題を踏まえ、社会経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、教育再生実行会議第5次提言を踏まえ、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に向けて検討を行う会議を開催することとする。

2 検討事項

- (1) 我が国の高等教育における実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の位置付けについて
- (2) 新たな高等教育機関に関する制度設計の基本的方向性について
- (3) その他

3 実施方法

- (1) 別紙に掲げる学識経験者等の参加を得て、上記2の事項について検討を行うものとする。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見を聴くことができるものとする。

4 実施期間

平成26年9月30日から平成27年3月31日までとする。

5 その他

本会議に関する庶務は、生涯学習政策局と高等教育局が協力して処理する。

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議  
委員

青 山 伸 悦	日本商工会議所理事・事務局長
麻 生 隆 史	九州情報大学長，山口短期大学長
池 田 弘	NSGグループ代表，公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会会長
内 田 龍 男	(独)国立高等専門学校機構理事，仙台高等専門学校長
岡 本 比呂志	学校法人中央情報学園理事長
金 子 元 久	筑波大学大学研究センター教授
川 越 宏 樹	学校法人宮崎総合学院理事長
黒 田 壽 二	金沢工業大学学園長・総長
清 水 一 彦	筑波大学副学長・理事
鈴 木 道 子	山形県立米沢女子短期大学長，山形県立米沢栄養大学長
仙 波 憲 一	青山学院大学学長
寺 田 盛 紀	名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授
富 山 和 彦	株式会社経営共創基盤代表取締役CEO
永 里 善 彦	株式会社旭リサーチセンター相談役
長 塚 篤 夫	順天中学校・高等学校長
服 部 晃	岐阜女子大学文化創造学部・大学院教授
樋 口 美 雄	慶應義塾大学商学部教授
前 田 早 苗	千葉大学普遍教育センター教授

計 18名(50音順)  
(職名は平成26年9月30日現在)

## 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について ～ 教育再生実行会議の第五次提言を踏まえた基本的なイメージ ～

### 教育再生実行会議 第五次提言における指摘事項等

#### (1) 新たな高等教育機関を創設する目的

（教育再生実行会議 第五次提言 抜粋）

社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門  
高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、国は、実践的な職  
業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する。これにより、学校教育において多様なキ  
ャリア形成を図ることができるようにし、高等教育における職業教育の体系を確立する。

#### (2) 既存の学校種の課題として指摘された事項

（教育再生実行会議 第五次提言 抜粋）

高等教育段階では、社会的需要に応じた質の高い職業人の養成が望まれますが、  
i) 大学や短期大学は、学術研究を基にした教育を基本とし、企業等と連携した実践的な  
職業教育を行うことに特化した仕組みにはなっていない、  
ii) 高等専門学校は、中学校卒業後からの5年一貫教育を行うことを特色とするもので  
あり、高等学校卒業段階の若者や社会人に対する職業教育には十分に対応していない、  
iii) 専修学校専門課程（専門学校）は、教育の質が制度上担保されていないこともあり、  
必ずしも適切な社会的評価を得られていない、などの課題が指摘されています。

### 新たな高等教育機関が備えるべきと考えられる特色

- 社会・経済の変化に伴う人材需要に即応できる仕組みとする
- 質の高い職業人を育成できる仕組みとする
- 企業等と連携した実践的な職業教育に重点を置いた仕組みとする
- 高等学校卒業段階の若者や社会人に対する職業教育に対応する
- 教育の質を制度上担保し、社会的な評価を得られるようにする

# 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関のイメージ（案）

## （１）制度設計のイメージ

### 1) 職業実践的な教育を行う高等教育機関として相応しい要件とする。

〈教育課程(単位等)、教育方法、教員数、施設設備等〉

### 2) 教育内容・教員については実践的な職業教育を行うものとして構成し、産業界のニーズへの対応を重視する。

〈教育課程や第三者評価等への産業界の関与等〉

〈博士号の保有等より実践的専門性を重視し、実務家教員を積極的に登用 等〉

### 3) 質保証システムを確立し、修了者の社会的・国際的な評価や、円滑な就職・進学等を確保。

〈第三者評価、学位又は称号の付与、大学への接続（編入学・大学院への進学等）を可能とする 等〉

## （２）制度設計の方向性のポイント

### 【実践的な職業教育の特徴】

- 実践性の水準を維持するため、最新の知識・技能等に即応する必要性が高い。
- 就職先である企業等のニーズへの対応の必要から、各校毎に求められる教育内容・手法等も極めて多様。
- 教育の質の適否は、その成果を実際の現場で評価する企業や実務家等によって判断されるべき。

新たな高等教育機関では

多様化する企業等のニーズに即応し、実践的教育の質を確保するには、  
「**企業等の参画を得ながら教育の質を確保できる体制やプロセス**」の確立によることが適当。

具体的には、

〔教育内容〕： 教育課程編成への企業等の参画

〔指導者〕： 実務家教員の一定割合の配置

〔事後評価〕： 評価への企業等の参画 + 専門分野別の第三者評価

等により、実践的な職業教育としての質を確保。

一方で、例えば、次のような要件については機関の目的に応じて柔軟な設定を検討。

#### ○ 教員の資格等は、機関の目的に応じた適切な要件を設定

(広く実務経験者等の中から教育的指導力のある者を任用、最新の知識・技能を備えた実務家教員を実務との兼務により確保し必要教員数にもカウント 等)

#### ○ 校地・校舎面積等についても、機関の目的に応じた適切な要件を設定

(定量的な規定と定性的な規定について、機関の特性を踏まえた適切な在り方を検討)

等

## これまでの議論で指摘された主な論点

- ( 1 ) 養成する人材像・対象者に関すること
  - 対象として想定される業種、職種、職能は何か。
  - 産業界のニーズを踏まえ、専門性が求められる職業を担う人材の養成を基本とするか。( 諸外国の先進事例などに精通し、産業界をリードし改革できる人材の育成も必要か。)
  - 主な対象として想定するのは、高等学校の新卒者等の未就業者か、社会人( 既に当該分野又は他分野で就業している者 )か。
  - 新たな高等教育機関について、どの程度の量的需要が見込まれるのか。
  
- ( 2 ) 新たな高等教育機関の教育内容等に関すること
  - 職業専門知識の他、一般コンピテンス等の扱いをどうするか。
  - いわゆる教養教育の扱いはどのように考えるか。
  - 職業の実態を理解して職業選択を行うためのキャリア教育も視野に入れるのか。
  - マネジメントに必要な素養( 業務マネジメント・組織マネジメント・経営・起業等 )の扱いをどのように考えるか。
  - 実践的な演習( PBL )やインターンシップ等をどのように取り入れるか。
  - 資格との関係について、どのように考えるか。
  
- ( 3 ) 企業等との連携による、実践的な職業教育としての質の確保等に関すること
  - 実務経験のある教員( 実務家教員 )をどのように扱うべきか( 経験年数、人数割合、専任・兼任の在り方を含む )。
  - 教育課程の編成における企業等の参画をどのようにするか。
  - 実習・実技等( 学校内・企業内 )をどのように取り入れるべきか( 授業割合のほか、学業と就業が両立するような教育課程の仕組み等 )。
  - 企業等と連携し、教員の研修を行うべきこととするか。
  - 学校評価の在り方( 自己評価、学校関係者評価、第三者評価 )と企業等の参画をどうするか。
  - 企業や職能団体など関連する業界と協力して行う分野別の第三者評価を受けることを必要とするか。
  - 上記の企業等との協働について、個別企業と業界代表性との関係をどう考えるか。

(4) 高等教育機関としての教育の質の確保に関すること

- 設置認可は国が行うのか。
- 教員の資格・人数等についてはどのように考えるのか。
- 新たな高等教育機関の設置基準はどのようなものとなるのか。(上記の教員関係のほか、校地・校舎の基準等、大学設置基準や短期大学設置基準等との相違点は何か。)
- 認証評価を受けることを必要とするか。また、認証評価の内容はどのようなものとするべきか。
- 企業や職能団体など関連する業界と協力して行う分野別の第三者評価を受けることを必要とするか。(再掲)
- 卒業時における学生の質保証をどのように確保するのか。(学位・称号についてどのように位置付けるのか)

(5) 新たな高等教育機関の位置づけに関すること

- 我が国の高等教育全体の中で、新たな高等教育機関の位置づけをどう考えるか(修業年限や卒業要件、入学資格等を含む。)
- 研究の位置づけや扱いをどのように考えるか。
- 大学体系の中に入るのか(大学の機能別分化との関係を含む) 或いは高等教育段階における職業教育体系を新たに整備し、大学とは異なる新たな学校種を設けるのか。(既存の学校種と新たな高等教育機関の相違は、どのような点か。)
- 卒業時における学生の質保証をどのように確保するのか。(学位・称号についてどのように位置付けるのか)(再掲)

(6) 社会人を含む学生のニーズへの対応等に関すること

- 大学等との単位互換、大学等への編入学、大学院等への接続等をどうするか。
- 教育活動に関する情報公開をどのように求めるか。
- 社会人でも学びやすい環境をどのように確保すべきか。(短期・長期等の柔軟なコース設定、通学の利便性等)